



県休業協力金30万円 申請すでに2000件

県への申請は 6月15日まで

●県の4月24日～5月6日の休業要請や営業時短に協力した事業者（スナック、バー、居酒屋や飲食店、喫茶店等の6～8千件対象で、予算枠15億円）に対し、12日現在申請受付2千件（約6億円）で申請は6月15日まで。

●県への申請書に記入し、確定申告書、営業許可書、本人確認書、休業や時短がわかる書類、通帳などの写しを簡易書留で郵送、またはオンラインで申請します。

特別定額給付10万円 高知市1万6千件申請

しました！高知市の給付申請者は5月11日現在で既に1万6千件、全世帯の1割に達しています。

●野党が早くから共同要望していた一律10万円給付は、世論の大きな力で与党を動かし実現

●臨時県議会22日～27日
5月13日、県議団5名と春名党高知県委員長、松本けんじ党県感染症対策本部責任者は標記2項目での知事交渉を行います。回答は次号で。

●コロナ対策強化と米軍機低空飛行中止を知事に要請



カラリンにやんでも通信

コロナウイルス感染対策強化へ国と県が補正予算を組みました。県が提出した予算案は323億円。医療や雇用、事業継続などのぐって審議します。ご要望をお寄せ下さい。

●各世帯への申請書は6月11日から郵送され、それから3ヶ月間が申請期間。申請書に振込先口座を記入、振込先口座通帳と本人確認書類の写しを高知市への郵送で口座に振り込まれます。

国保料・介護保険料等 減免、猶予の徹底を

●今年の2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期比20%

以上減少していたら無担保・延滞金等なしで納付が1年間猶予されます。

上記国保料等と住民税、法人税、消費税、固定資産税、自動車税などが対象です。

●また、30%以上減少した場合は、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。猶予や減免などの制度を各種納付書と一緒に送付し、きちんと県民に知らせることが急がれます。

持続化給付金申請を

今年1月～12月の間、事業収入(売上)が50%以上減少した月がある時、個人事業者—100万円、法人事業者—200万円、を上限に給付する制度。

●今年1月以降の月で、前年同月比50%割れ月があれば、その月の収入額を12倍した額と昨年の総事業収入との差額分が給付される。個人事業者は差額が100万円未満ならその額が給付され、100万円以上差額があっても、上限の100万円の給付となる。

●中小企業庁のHPからオンライン申請のみ。

確定申告書写し、5割減の月の売上台帳写し、本人確認書写し、受給する口座番号が必要。詳細はご相談下さい

●尚、主な収入を雑所得、給与所得で申告しているフリーランスが、持続化給付金の対象外になっている問題の是正を日本共産党や野党が追求。梶山大臣は改善に向け方針をまとめると表明。ネットだけではなく文書での申請も含め、早急な救済策を求め、声をあげましょう！